

# 障がい者の福祉サービス

障害者手帳が交付されると、障害等級等に応じて各種手当、医療制度、福祉サービスを受給・ご利用いただけます。

## ◎福祉関係医療一覧

| 担当  | 手帳種別        | 対象者  | 申請書類  |
|-----|-------------|--|---|
| 福祉課 | 身体障害者手帳     | 手足・体幹、視覚、聴覚、言語・そしゃく、心臓、腎臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、免疫に障がいのある人       | ・診断書（様式は市ホームページまたは福祉課にあります。）<br>・写真（横3cm縦4cm、上半身、脱帽）<br>・印鑑 ・健康保険証    |
|     | 療育手帳        | 知的障がいのある人（IQが75以下の人）   | ・写真（横3cm縦4cm、上半身、脱帽）<br>・印鑑 ・健康保険証                                    |
|     | 精神障害者保健福祉手帳 | 統合失調症、躁うつ病、てんかん、高次脳機能障害等の精神疾患や、アスペルガー症候群等の発達障がいにより生活に制限を受ける人 | ・診断書（様式は福祉課にあります。）または障害者年金年金証書等<br>・写真（横3cm縦4cm、上半身、脱帽）<br>・印鑑 ・健康保険証 |



## ◎市役所で手続きできる障がい者福祉制度（お問合せは福祉課へ ☎95-0118）

| 担当      | サービス名                | サービスの内容   | 対象者   | 備考  |
|---------|----------------------|---|---|---|
| 福祉課     | 障害者福祉タクシー券の交付        | ●基本助成…基本料金（630円相当）利用券を1か月につき3枚（年間最大36枚）交付<br>●追加助成…医療機関に週2回以上通院する人、福祉車両を利用する人は、1か月につき3枚追加交付                               | 市内在住で身体1～3級、知的A・B判定、精神1・2級の手帳を持っている人（自動車税または軽自動車税の減免を受けている人は除く）                                   | 申請に必要な物…印鑑、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳   |
|         | 有料道路通行料金割引           | 障がい者が自動車を運転する場合や、介護者が運転する自動車に重度障がい者が同乗する場合、有料道路の通行料金が半額になります。<br><br>（車検証の所有者氏名が個人名義の場合に限る。ただし割賦購入または長期リースの場合は契約書持参で受付可。） | ①障がい者本人が運転する場合…すべての身体障がい者<br>②介護者が運転し、障がい者が同乗する場合…身体障がい者および知的障がい者のうち、手帳に記載の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」が第1種の人 | 申請に必要な物…<br>①ETCを利用しない場合<br>・身体障害者手帳または療育手帳<br>・自動車検査証（車検証）<br>・運転免許証（障がい者本人が運転する場合のみ）<br>②ETCを利用する場合、①に加えて、<br>・ETCカード（原則障がい者本人名義）<br>・ETC車載器の管理番号が確認できるもの |
|         | 駅前駐車場プリペイドカード交付      | 駅前駐車場プリペイドカード（1,100円券）2枚交付。<br>前回の交付から1年経過していることが必要です。  | 市内在住の障がい者（身体、知的、精神）で、自動車税（軽自動車税）の減免を受けている人  | 申請に必要な物…印鑑、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳   |
|         | NHK受信料の免除            | NHKへ免除申請書（福祉事務所長の証明が必要）を提出した月から受信料が全額または半額免除されます。   | ①全額免除…障がい者（身体・知的・精神）のいる、市民税非課税世帯<br>②半額免除…世帯主が契約者であって、視覚・聴覚障がい者か、重度の身体・知的・精神障がい者か、重度の戦傷病者         | 申請に必要な物…印鑑、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳   |
|         | 日常生活用具・補装具の購入・修理費の支給 | ストマ用装具、紙おむつ、たん吸引器、補聴器、車椅子、義足等の福祉用具の購入費、修理費を支給します。   | 身体障がい者（児）、戦傷病者、難病患者<br>※所得制限があります。  | ●原則1割の自己負担があります（非課税世帯は免除されます。）<br>●購入、修理前の事前申請が必要   |
|         | 手話通訳者・要約筆記者の派遣       | 聴覚障がい者で手話等を会話の手段としている人に対し、必要に応じて手話通訳者・要約筆記者を派遣します。  | ①聴覚障がい者<br>②教育、保育機関、ボランティア団体、その他公共的団体   | 申請…1週間前までに申請書を提出<br>●費用…無料<br>●市役所での用事、病院受診、子どもの入学式、講演会等で利用できます   |
|         | 障害福祉サービス             | ホームヘルプや通院介助、施設利用（施設入所、短期入所、通所など）等のサービス利用費を支給します。  | 各障害者手帳および、自立支援医療費（精神通院）受給者、発達障害の診断を受けた人、難病患者等   | ●原則1割の自己負担があります（非課税世帯は免除されます）<br>●事前の調査、審査等が必要です  |
| 選挙管理委員会 | 地域生活支援事業             | 外出の支援を行う移動支援や、日中における施設での一時預かりを行う日中一時支援などのサービス利用費を支給します。   |   |   |
|         | 郵便等による不在者投票          | 選挙の際、自宅から郵便等により不在者投票をすることができます。<br><br>【身体障害者手帳】<br>両下肢、体幹、移動…1～2級<br>心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸…1級または3級<br>免疫、肝臓…1～3級         | 【戦傷病者手帳】<br>両下肢、体幹…特別項症から第2項症内部…特別項症から第3項症<br>【介護保険の被保険者証】<br>要介護状態区分…要介護5                        | ●事前に「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。詳しくは選挙管理委員会へお問合せください ☎95-0113  |

◆平成27年度の障害者福祉タクシー券は3月27日（金）から申請を受け付けています。（ただし、タクシー券が使用できるのは4月1日（水）からです。）月が進むごとに交付枚数が少なくなりますので、申請はお早めに！

| 担当               | サービス名   | サービスの内容  | 対象者   | 備考   |
|------------------|---|--|---|--|
| 福祉課              | 相談支援  | 福祉サービスの利用、生活全般等について、専門の相談員が相談に乗ります。                      | 障がい者等で相談を希望する人                              | ●実施場所…社会福祉協議会（福祉の里八ツ田内） ☎82-8833                     |
|                  | 身体障がい者デイサービス                                    | 機能訓練、創作的活動、レクリエーション等サービスを提供します。                          | 身体障害者手帳を所持し日常生活行為が自立してできる人                  | ●実施施設…身体障害者福祉センター ☎82-5151                           |
|                  | 緊急通報装置の設置                                       | 一人暮らしの身体障がい者等が病気等緊急に連絡をしたいとき、ボタンを押すだけで関係者に通報できる装置を設置します。 | 一人暮らしの身体障がい者、身体障がい者のみの世帯およびそれに準じると認められる世帯   | ●費用…無料<br>●電話がない場合は、電話の設置費用を市が負担します                  |
|                  | 宅配給食サービス  | 自宅へ、週7回まで昼食または夕食（通常食・おかゆ食・きざみ食・糖尿病等の治療食）を届けます。           | 身体1～3級、知的A・B判定、精神1・2級手帳所持者、もしくは65歳以上の者のみの世帯 | ●費用…1食あたり300円<br>●心身の状態等の調査（アセスメント）を受け必要と認められた人に限る   |
|                  | 訪問入浴サービス  | 自力または家族等の介助だけでは入浴が困難な重度の障がい者に、移動入浴車を派遣して入浴サービスを提供します。    | 重度身体障がい者、重度知的障がい者                           | ●費用…無料<br>●月4回まで利用可                                  |
|                  | 障がい者位置情報サービス                                    | 障がい者が位置情報端末を携帯し、所在が不明になった場合に、サービス事業者と連絡すると現在地が確認できます。    | 療育手帳所持者または精神障害者保健福祉手帳所持者を介護する人              | ●費用…設置費用は無料。ただし位置情報料、現場での搜索、連れ戻し料は実費                 |
|                  | 身体障がい者用自動車改造費の補助                                | 運転免許の条件が付された身体障がい者が操向装置等の改造に要する経費を補助します。                 | 身体障がい者で、自ら所有し運転する自動車の操向装置等の改造が必要な人          | ●補助限度額…10万円（所得制限あり）<br>●改造前の申請が必要<br>●前回の申請から5年経過が必要 |
| 身体障がい者運転免許取得費の補助 | 身体障がい者が自動車教習所で普通自動車運転免許を取得した場合に、必要な経費の一部を補助します。 | 身体障がい者で免許取得日から申請日まで市内に住所を有する人                            | ●補助金額…取得に要した経費の3分の2以内（限度額10万円）              |  |
| 安心安全課            | 家具転倒防止器具取付事業                                    | 寝室のタンスや家具を固定する器具を取り付けます。                                 | 身体1・2級、知的A判定、精神1級手帳所持者                      | ●費用…設置費用は無料  |
| まちづくり課           | ミニバスの乗車料金の除                                     | 障がい者がミニバスを利用した場合、乗車料金が無料となります。                           | 障害者手帳所持者とその付き添い者1人                          | 各種障害者手帳の提示が必要  |

◎他の団体で手続きする障がい者福祉制度（お問合せは各団体へ）

| サービス名          | サービスの内容   | 対象者  | 備考   |
|----------------|---|--|--|
| 障害年金           | 支給要件を満たす20歳以上65歳未満の身体・知的・精神障がい者に、年金が支給されます。（老齢基礎年金の未請求者に限る） | 初診日時点で年金加入要件、納付要件を満たしており、認定日時点の障害程度が一定以上と認められる人                | 国民年金…市役所国保医療課<br>厚生年金…ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165   |
| 税の障害者控除        | 所得税、相続税、住民税（市県民税）の障害者控除が受けられる場合があります。                       | ①障がい者本人（相続税は85歳未満の法定相続人）<br>②控除対象配偶者、扶養親族が障がい者である場合（所得税、住民税のみ） | 所得税、相続税…刈谷税務署 ☎21-6211<br>住民税…市役所税務課 ☎95-0116  |
| 自動車税、軽自動車税の減免等 | 障害等級に応じ、自動車税、軽自動車税、（軽）自動車取得税の減免が受けられる場合があります。               | ①障がい者本人<br>②18歳未満の障がい者の場合はその人と生計を一にする人                         | 自動車税…西三河県税事務所 ☎0564-27-2712<br>（軽）自動車取得税…名古屋東部県税事務所 ☎052-953-7865<br>軽自動車税…市役所税務課 ☎95-0116 |
| 航空、鉄道、バス運賃の割引  | 各交通機関で運賃等が割引になります。  | 障害者手帳、戦傷病者手帳所持者、またその介護者のうち基準に該当する人                             | 各航空、鉄道、バス事業者   |
| タクシー料金の割引      | 利用料金の1割が割引となります。  | 身体障害者手帳または療育手帳の所持者   | 各種障害者手帳の提示が必要です。障害者割引が可能か事前にご確認ください。   |
| 携帯電話料金の割引      | 障がい者を対象に基本料金、通話料、通信料等が割引になるサービス                             | 障がい者   | 各携帯電話会社  |
| 駐車可の標章の交付      | 道路標識等による駐車禁止または時間制限駐車区間の場所に駐車ができます。                         | 障がい者で、障害等級等の交付基準を満たす人。申請前に、基準を満たすか安城警察署へご確認ください。               | 安城警察署 交通課規制係 ☎76-0110  |